

# 令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施結果

## I 社会福祉法人

### 1 結果概要

法人指導監査は、社会福祉法人の運営等に特に大きな問題が見られない場合には、平成19年度から国の社会福祉法人指導監査要綱の改正に伴い2年に1回、その後、平成29年度 of 社会福祉法の改正等に伴い3年に1回に実施することとなった。

令和5年度については、指導監査対象の156法人に対して、実地により47法人について実施し、実施率は、30%となった。

### 2 文書指摘数

法人指導監査の結果についてみると、実施した47法人に対し、延べ26件の文書指摘を行った。

### 3 文書指摘内容（※ 詳細は別表1）

具体的な文書指摘内容について見てみると、定款変更の手続きが不適切や評議員会の決議が不適正などの法人運営に関する指摘や不適切な会計処理の実施に関する指摘が見られた。

#### ◎ 法人指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分	対 象 数	実 施 数	文書指摘 法人数	文書指摘 延べ件数
老人福祉施設	45	11	3	6
障害者（児）福祉施設	28	13	4	5
児童福祉施設	54	14	4	10
社会福祉協議会等	24	7	2	4
その他	5	2	1	1
計	156	47	14	26

※ 「その他」は、福祉団体等法人

(別表1)

## 社会福祉法人に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	老人	障害者 (児)	児童	市 町 村 社 協	そ の 他	備 考
<b>I 法人運営</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	
法人運営	-	-	-	-	-	-	
1 定款の状況	3	1	1	1	-	-	・定款の必要事項が未記載 ・定款変更の手続きが不適切
2 内部管理体制	-	-	-	-	-	-	
3 評議員・評議員会の状況	4	1	1	-	2	-	・評議員の法律要件及び選任手続きが不備 ・評議員会の決議が不適正
4 理事の状況	-	-	-	-	-	-	
5 監事の状況	1	-	-	-	1	-	・理事の職務執行の監査、監査報告の作成が不適切
6 理事会の状況	4	-	1	2	1	-	・理事会の招集手続きが不備 ・理事会の決議の不適正 ・理事会の議事録の作成、保存が不適正
7 会計監査人の状況	-	-	-	-	-	-	
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	3	1	-	1	-	1	・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準の定め、評議員会の承認が不適切 ・役員及び評議員の報酬等の支給が不適切
<b>II 事業(実施状況)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1 事業一般	-	-	-	-	-	-	
2 社会福祉事業	-	-	-	-	-	-	
3 公益事業	-	-	-	-	-	-	
4 収益事業	-	-	-	-	-	-	
<b>III 管 理</b>	<b>11</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1 人事管理	2	-	2	-	-	-	・職員の任免等人事管理が不適正
2 資産管理	-	-	-	-	-	-	
3 会計管理	6	2	-	4	-	-	・不適切な会計処理の実施 ・経理規程が未制定・不遵守 ・会計処理の基本的取扱に沿った会計処理の未実施 等
4 その他	3	1	-	2	-	-	・インターネットの利用により法令に定める情報の公表を未実施 ・登記事項を期限までに未登記 ・随意契約が不適当
<b>計</b>	<b>26</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	

## II 社会福祉施設等

### 1 結果概要

令和5年度における指導監査の対象施設数は、令和4年度の1,212施設から23施設減の1,189施設となった。

また、実地及び施設外での監査を実施した。

令和5年度から障害者支援施設の監査周期が1年に1回の監査から3年に1回に変更となったことにより、指導監査を実施した施設数は、令和4年度に比べ37施設減の815施設であった。全体の監査実施率は69%で前年度と比較して1ポイント減となった。

### 2 文書指摘数

指導監査を実施した815施設のうち、14%に当たる113施設に対し、延べ249件の文書指摘を行っており、前年度に比べ施設数で85施設、指摘件数で124件、それぞれ減となっていた。

### 3 文書指摘内容（※ 詳細は別表2, 3, 4）

指摘施設当たりの文書指摘件数は2.2件で、前年度と比べ0.3件増となった。

具体的な指摘内容について見ると、専任職員の配置や虐待の防止、建物・設備の維持管理など施設の運営管理体制の状況に関する指摘や非常時の連絡・避難体制など防災対策への取組状況に関する指摘が見られた。

#### ◎ 社会福祉施設等指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分		対 象 数	実 施 数	文書指摘施設数	文書指摘延べ件数
老人福祉施設	特養・養護・軽費老人ホーム	212	66	9	10
	有料老人ホーム	265	86	25	108
障害者（児）福祉施設		105	68	9	15
児童福祉施設	次欄を除く施設	445	445	43	77
	認可外・へき地保育施設	162	150	27	39
計		1,189	815	113	249

※ 通常、老人福祉施設のうち有料老人ホームについては3年に1回、児童福祉施設のうちへき地保育所については2年に1回実施している。

(別表2)

### 社会福祉施設等に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	老 人 福 祉 施 設	障 害 者 福 祉 施 設 ( <small>児</small> )	児 童 福 祉 施 設	備 考
適切な入所者(利用者)処遇の確保	37	4	4	29	
・ 入所者(利用者)処遇の充実	36	4	4	28	・ 定期の健康診断, 衛生管理及び感染症等への対応状況 ・ 事故防止の指針の整備, 事故発生防止及び発生時の対応措置状況 ・ 3歳未満児に対する献立, 調理(離乳食等)の配慮の状況 等
・ 入所者(利用者)の生活環境等の確保	1	-	-	1	・ 居室等の清掃, 衛生管理, 保温, 換気, 採光及び証明の状況
・ 自立, 自活等への支援援助	-	-	-	-	
・ その他	-	-	-	-	
社会福祉施設運営の適正実施の確保	65	6	11	48	
・ 施設の運営管理体制の確立	26	2	1	23	・ 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況 ・ 建物, 設備の維持管理状況 ・ 運営費の適正運用及び弾力運用の状況 等
・ 必要な職員の確保と職員処遇の充実	15	1	-	14	・ 給与規程等の各種規程の整備状況 ・ 労働基準法等関係法規の遵守状況 ・ 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況 等
・ 防災対策の充実強化	19	1	7	11	・ 防災対策への取組みが不十分 ・ 消火訓練及び避難訓練の実施状況 等
・ 秘密保持	-	-	-	-	
・ 事故発生時の対応	-	-	-	-	
・ 資産管理の状況	1	1	-	-	・ 繰入金の不適切な支出
・ 会計管理の状況	2	1	1	-	・ 経理事務処理が不十分
・ その他	2	-	2	-	・ 新規採用職員の雇入れ時の健康診断が不十分等
計	102	10	15	77	

※ 本表には, 有料老人ホーム(108件), 認可外保育施設及びへき地保育所(39件)の指摘件数は含まない。

(別表3)

### 有料老人ホームに対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	指摘 件数	備 考
1 届出等	3	・事業変更届
2 設置者	-	
3 立地条件等	-	
4 規模及び設備構造	1	・規模及び構造設備
5 職員の配置等	23	・職員の配置・研修 ・職員の衛生管理 等
6 事業の運営	51	・高齢者虐待の防止 ・緊急時の対応 ・衛生管理 等
7 サービス	3	・食事サービス 等
8 事業収支計画	10	・長期資金収支計画及び損益計画 等
9 利用料等	-	
10 契約内容等	14	・事故発生の防止の対応 ・事故発生時の対応 等
11 情報開示	-	
12 その他	3	・入居者の安否確認 ・入居者契約書が未作成 等
計	108	

※ 本表は、有料老人ホーム(住宅型,介護付), 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についての指摘件数

(別表4)

認可外保育施設及びへき地保育所に対する主な文書指摘事項（件数）

指導事項	計	認可外 保育施設	へき地 保育所	備考
1 保育に従事する者の数 及び資格	3	2	1	・保育従事者の配置（配置基準、複数配置等）
2 保育室等の構造設備 及び面積	1	1	-	・おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場 所との区画と安全性の確保
3 非常災害に対する措置	1	1	-	・消化用具・非常口の設置
4 保育室を2階以上に 設ける場合の条件	-	-	-	
5 保育の内容	-	-	-	
6 給食	-	-	-	
7 健康管理・安全確保	31	30	1	・乳幼児の健康診断 ・職員の健康診断 ・乳幼児突然死症候群に対する注意 ・安全確保
8 利用者への情報提供	1	1	-	・施設及びサービスに関する内容の掲示
9 備える帳簿	2	2	-	・職員に関する帳簿等の整備
計	39	37	2	